

■ CM掲載料金表 ※消費税別

数量		放映期間	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
放映秒数 及び 枠数	15秒	1枠(1日/約28回放映)	48,000	96,000	168,000
		2枠(1日/約56回放映)	96,000	192,000	336,000
		3枠(1日/約84回放映)	144,000	288,000	504,000
	30秒	1枠(1日/約28回放映)	96,000	192,000	336,000
		2枠(1日/約56回放映)	192,000	384,000	672,000
		3枠(1日/約84回放映)	288,000	576,000	1,008,000
	60秒	1枠(1日/約28回放映)	192,000	384,000	672,000
		2枠(1日/約56回放映)	384,000	768,000	1,344,000
		3枠(1日/約84回放映)	576,000	1,152,000	2,016,000

- 放映時間/7:00~21:00 (※8:30~9:30の間は公共放映のためCMは放映されません)
 - 放映の開始・終了/毎月1日から月末まで、同一コンテンツでの放映となります。原則として月の途中での開始・終了、更新は出来ませんのでご了承ください。
 - システムメンテナンス等で放映回数変動する場合がありますのでご了承ください。
- (放映期間、放映秒数は上記以外をご希望の場合は別途ご相談ください。)

CM制作料金

ケーブルテレビ品川の「CM制作基準料金」に基づきます。詳しくはお問い合わせください。

■ 入稿素材仕様

- 素材は土、日、祝日を除き放映日の7日前までに入稿してください。
 - 動画仕様：MP4ファイル
 - 推奨解像度：フルHD(1920x1080)
 - フレームレート：30fps
- ※HDカム等での入稿は別途エンコード(データ変換)作業料が発生いたします。(1アイテム@15,000円・税別)

■ 放映(広告掲載)基準と考査

放映内容や表現については「大崎エリアマネジメント広告掲載基準(ガイドライン)」に照らし合わせた事前考査を行わせていただきます。

地元大崎のまちづくり組織



一般社団法人 大崎エリアマネジメント
〒141-0032 品川区大崎2-11-1 大崎ウイズシティ2F

■お問い合わせ・お申し込み先(大崎エリアマネジメント広告取扱い業務)

AD・SP・PR ■クリエイティブ・エージェンシー
BRAIN CORE
株式会社ブレインコア

〒107-0052 港区赤坂9-1-7 赤坂レジデンシャル 319
Tel : (03)3403-1068 Fax : (03)3403-7378
office@brain-core.co.jp

◆下記OAMホームページ「お問い合わせフォーム」よりお問い合わせください。

<http://www.ohsaki-area.or.jp/inquiry/>

☎お問い合わせ受付時間:AM10:30~PM:6:00(土・日・祝休)

■内容・表現のガイドライン

当該媒体は公共性と美観を重視した「都市景観広告スペース」としての位置づけから、掲出する広告内容・表現のガイドラインについて定めてあり、その要諦は以下に示す通りです。

●ガイドラインの目標

- ① 一連の広告の全体レベルが一定のクオリティ(視覚面と訴求内容面)で統一されること
- ② 一定の公共性が保たれること
- ③ 高品位な都市景観性が保たれること

●具体的基準

- ① 下記「大崎エリアマネージメント広告掲載基準」に定めるものとします。
- ② さらに、表現面において著しくデザイン性の欠如したもの、都市景観性を損なうもの、情報面で明らかに客観性にかかけ、誇大かつ過度に直裁な表現と(OAM側にて)判断したものはこれを改良した後掲載することとします。

■上記ガイドラインに沿った適切かつ円滑な広告掲出を実施するために、OAM内審査機関及び代行制作部門による原稿の事前審査並びに依頼に基づく代行制作や修正制作を行います。

大崎エリアマネージメント広告掲載基準

第1条 この基準は、一般社団法人大崎エリアマネージメントが維持管理業務を実施する公共施設等における広告事業をおこなうにあたり、広告媒体への広告掲載の可否はこの基準に基づき判断をおこなうものとする。

第2条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それに相応しい信用性と信頼性を持てるものとし、内容及びデザインについては地域の特性、地域のルール、慣習により形成されてきた景観や文化に配慮するものとする。

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。(※前記ガイドライン通り)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業法の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)で、風俗営業と規定される業種及びこれに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) ギャンブルに係るもの
- (4) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (5) 法律の定めのない医療類似行為をおこなう施設
- (6) 占い、運勢判断に関するもの
- (7) 興信所、探偵事務所等
- (8) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (9) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業をおこなうもの
- (10) 民事再生法及び会社更生法による再生、構成手続き中の事業者
- (11) 各種法令に違反しているもの
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ① 人権侵害、差別、名誉毀損の恐れがあるもの
 - ② 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ③ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - ④ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - ⑤ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - ⑥ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与える恐れのあるもの

⑦ 社会的に不適切なもの

⑧ 交通事故を誘発する等交通の安全を阻害する恐れがあるもの。

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

① 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

② 射幸心を著しくあおる表現

③ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

④ 虚偽の内容を表示するもの

⑤ 法令等で認められていない業種・商法・商品

⑥ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

⑦ 責任の所在が明確でないもの

⑧ 広告の内容が明確でないもの

⑨ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

① 裸体姿等で広告内容に無関係で必要性のないもの。但し、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その者「度適否を検討するものとする

② 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

③ 残虐な描写など善良な風俗に反するような表現

④ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

⑤ ギャンブル等を肯定するもの

⑥ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 都市の美観風致を損なう恐れがある次のいずれかに該当するもの

① 美観を損ねるような著しくどぎついもの及びくどいもの

② 景観と著しく違和感があるもの

③ 意味なく、身体の一部を強調するもの

④ 公衆に不快感をおこさせるもの

⑤ 地区計画、デザインガイドラインのルールにおいて景観形成の目標が定められている場合、その目標に沿った貢献が認められないもの

第6条 業種ごとの基準の詳細については、別途定めるものとする